

博士の学位授与の要件に関する申し合わせ

平成10年2月23日制定

【課程博士】

本工学研究科後期課程に3年以上在学し、必要な単位等を取得した者で、次の(1)、(2)の要件を満たすことを博士の学位授与の条件とする。

- (1) 主論文として、権威のある学術雑誌等に在学中に発表した学術論文(原則として論文集論文に限る。)を1編以上有すること。
- (2) 学会・研究会等で、在学中に学術講演を行っていること。

【論文博士】

本工学研究科博士学位審査規程第22条により学位授与を申請する者に対して、次の(1)または(2)の要件を満たすことを博士の学位授与の条件とする。

- (1) 論文として、権威ある学術雑誌等に発表した学術論文を5編以上有すること。ただし、その内の3編以上は論文集論文であること。
- (2) 上記と同等と認められる研究業績を有すること。

(注解)

1. 「権威ある学術雑誌等に発表した学術論文」とは、権威ある学会・協会等が定期刊行する論文集等に掲載の査読付き論文(「論文集論文」という。)、権威ある学会・協会等が定期刊行するレター集等に掲載の査読付きレター論文(「レター論文」という。)、権威ある学会・協会等が主催する定例的国際会議のプロシーディングに掲載の査読付き論文(「国際会議論文」という。)等をいう。
2. 主論文が共著であるときは、原則として第一著者であること。第一著者でない場合は、申請者が主たる寄与をした論文であり、主論文として使用することを認める第一著者の承諾書(所定の様式)を付すこととする。
3. 発表した学術論文には、掲載決定のものを含めることができる。